

2026年4月1日から

対象は16歳以上!!

交通反則通告制度

自転車への青切符が導入されます!

警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合や、歩行者・通行車両に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取締りの対象となります。

こんな違反は
反則金の対象
一例です!



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せずこれまでと同様に刑事手続きにより処理されます。



遮断踏切立入り

反則金 7,000円



携帯電話の使用等 (保持)

反則金 12,000円

信号無視
(赤色等)



通行区分違反
(車道の右側通行、歩道通行等)



反則金 6,000円

イヤホンの使用*

* 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

二人乗り



並進



反則金 3,000円

自転車安全利用五則

交通安全キャラクター
ミーツくん

子どもや高齢者等は、無理して車道を走らないで!



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

例外

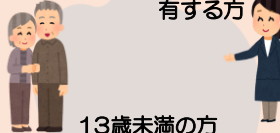
歩道にこの標識・標示があるとき



「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

このような方が運転するとき

70歳以上の方 一定の身体障害を有する方



13歳未満の方



やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため
車道の左側を通行することが難しいとき



著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3 夜間はライトを点灯
4 飲酒運転は禁止
5 ヘルメットを着用

川西警察署 交通課

072-755-0110